

ヒアリング調査実施報告

1. 目的

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、公布から3年以内に民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化される方向となっている。そこで、調布市では、障害当事者が自ら合理的配慮の必要性を市民に向けて普及啓発できる場を今後検討していきたいと思い、企業や教育機関にヒアリング調査を実施した。

2. ヒアリング調査実施報告

(1)小田急バス

実施日:2023年1月12日(木)

聞き取り:人事部課長, 営業部課長

①障害理解の研修の取り組み状況

- ・運転や接客接遇研修等でスロープの取扱い方法や車椅子の固定方法等, 教育する場がある。

②障害のある方への対応で合理的配慮と苦慮している点

職員

- ・スロープ取扱いや乗降の対応など(道路形状や違法駐車によって対応に苦慮)
- ・職員のメンタルヘルス(産業医面談やストレスチェックの実施, 復職プログラムの導入)
- ・運転士は安全運転がその業務の中心となるが, 様々な対応が求められることが多く, 運転士のみで対応することに限界がある場面ではお客様に手伝ってもらうこともある。

障害者雇用

- ・障害者雇用を行っていて, 勤務中のスケジュール確認や手順, 伝え方など, 担当者を決めて対応している。担当者が離席中も他の職員が声掛けなど行っている。関わることで対応方法を検討している。
- ・営業所によっては, バリアフリーの環境が整っている。
- ・専門の窓口がないので, 受け入れには限界がある。また受け入れても相談する相手がいない。

③その他障害理解に関わること

- ・障害者雇用を進めるため, 国の事業を利用してコンサルに相談することで 3 名の雇用が出来た。元々雇用していた職員が病気や障害になり, その職員を障害者雇用として継続雇用をしていた。

④今後の取り組み

- ・ゆくゆくは管理者レベルで障害理解の研修が出来ること望ましい。
- ・障害平等研修の動画が印象的だったので, 今後動画を活用した研修を検討していきたい。

(2)電気通信大学

実施日:2023年1月12日(木)

聞き取り:障害学生支援室 阿部朋典様

①障害理解の研修の取り組み状況

学生向け研修(年2回程実施)

研修内容:新入生対象,就職に関するもの

教員向け研修(年2回程)

研修内容:学生支援に関すること

②障害のある方への対応の中で行っている合理的配慮や苦慮している点

- ・教職員に授業配慮の周知,連携
- ・支援機器の貸し出し,大学内の環境調整
- ・ピアサポーターの派遣
- ・成績不振,退学希望者に対して,必要な時は面談に同席
- ・職員のメンタルヘルス(精神科医やカウンセラーの導入,復職プログラムの作成)
- ・退学者に対して,病院や支援機関に繋げることはある。一方,退学時の面談で障害や病気が分かるケースがあるので,その後の生活がどのようなになっているか対応しきれていない
- ・グレーゾーンの学生への支援体制に対してのアプローチ

③その他,障害理解について関わること

- ・社会福祉協議会ここあ,こころの健康支援センターなど外部機関との連携

④今後の取り組み

- ・大学内だけにせず,地域と連携した研修等の実施
- ・障害の有無に関わらず,障害理解の促進に向けた学生への窓口や研修の周知方法を検討

3. まとめ

今回ヒアリング調査で伺ったことで,どちらも対象者に合わせた様々な方法を用いて,障害理解の促進を進めていることが分かった。一方で定期的に研修を実施することへの必要性を感じているものの実際のマンパワー不足や専門職がいない,参加者の興味関心をどのように取るか等の観点から実施に至らないという声も聞かれた。

どちらの事業所も地域に根強く,現在も地域との連携や交流があることが分かった。今後は調布市で障害当事者自身が社会モデルを普及啓発や地域交流が出来る機会が設けられるといい。